

# 処 分 基 準

B-r-8

令和6年4月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第22条第1項
処 分 の 概 要：自動車運転代行業に対する指示
原権者(委任先)：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第22条第1項(指示)
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：愛知県警察本部交通指導課指導企画係 電話(052)951-1611 内線5125
備 考：